

多国間情報交換協定の進展

1 英領バージン諸島と租税情報交換協定に署名

2014年6月18日に日本と英領バージン諸島(以下「BVI」という。)との間に租税情報交換協定が署名された。日本は、これまで、バミューダ、バハマ、ケイマン諸島、マン島、ジャージー、ガーンジー、リヒテンシュタイン、サモア独立国、マカオという、タックスヘイブンといわれる国又は地域と二国間の租税情報交換協定を締結してきた。BVIは、最大の情報交換協定未締結の地域ということになる。これで日本の租税情報交換協定ネットワークもバルバドス等、まだ締結していない国等が残ってはいるが、ほぼ大所はカバーしたといえる。

しかし、多国籍企業の租税回避対策として、OECDによる「税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)」等をはじめとして、世界各国の租税回避対策は、二国間の租税情報交換協定の次の段階に入っている。そのキーワードは、「多国間協定」である。

2 EU利子所得指令(Savings Tax Directive)

二国間情報交換協定よりも進化した形態の情報交換システムを実施したのがEUである。EUは、2003年6月に、EU各国の個人の預金情報を交換するEU利子所得指令を採択し、2005年7月1日より施行している。この指令の背景には、税負担の軽い他の加盟国に預金をして自国の申告において利子所得の申告を逃れている事例が多発していたのである。

この指令の意義は、EU加盟国以外に、スイ

スがこれに参加して、情報提供に代わって源泉徴収を実施したこと、EU加盟国の海外領土(タックスヘイブン)がこれに参加したことである。前出のBVIは、英国の海外領土であることから、この利子指令に従っている。BVIはEU加盟国の個人の預金からの利子について源泉徴収を行っていた。また、同じく英国の海外領土であるケイマン諸島も同様の状況であった。

この利子所得指令は、2014年3月24日に改正案がEU理事会で採択され、EUは加盟各国に対して、国内法を2016年1月までに改正するように要望している。この改正案の内容は、個人名で預金すると通報されることから、個人名に代えて財団(foundation)の名称を利用して通報を逃れることを防止する措置(look-through approach)等が盛り込まれている。

過去にリヒテンシュタインの銀行から預金者情報が持ち出され、この資料を購入したドイツ当局が脱税者の摘発をしたという事件(LGT事件)があった。この資料には、ドイツ居住者がリヒテンシュタインに財団をもち、財団名で第三国に投資をしていた例があった。このような形態を利用した理由の1つは、預金の匿名性であるが、他に、財団の所得に対するリヒテンシュタインの低税率課税があったのである。

さらに欧州委員会は、2014年末までに、アンドラ、リヒテンシュタイン、モナコ、サンマリノ、スイスの5か国と利子所得指令に係る合意を得ることを予定している。

また、これ以外に、租税回避地として利用度が高いルクセンブルク等に対して、EUが外国人口座情報の交換を迫り、同国は情報の自動交換に合意している。

3 FATCAの影響

FATCAは、2010年3月18日にオバマ大統領の署名により成立した法案(H.R.2847: the Hiring Incentives to Restore Employment Act)の一部である「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA: Foreign Account Tax Compliance Act)」のことである。

FATCAは米国の国内法であるが、その内容から大きな影響を国際的に及ぼしている。

すなわち、外国金融機関に対して米国民人口座の情報を米国財務省に報告することにしたことである。外国金融機関がこの報告を行わない場合、当該金融機関に対して所定の米国国内源泉所得(米国企業から当該外国金融機関への利子、配当等)となる支払いに30%の源泉徴収が課されることになっている。外国金融機関がこの30%源泉徴収を回避したいのであれば、米国財務省の間に所定の報告義務に関する契約(agreement)を締結し、契約締結後、当該金融機関は、米国民人口座の情報を米国財務省に報告する義務を負うことになり、源泉徴収課税が免除される。

日本は、2012年6月21日に金融庁、財務省、国税庁が、米国の財務省と共に、「米国の外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」を発表した。

さらに、2013年6月11日に、財務省、国税庁、金融庁等及び米国財務省は、「国際的な税務コンプライアンスの向上及び米国のFATCA(Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法)実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」を発表している。そして、2013年12月18日に、6月11日の「声明の一部を修正する追加的声明」を発表している。

他方、欧州では、スイスをはじめとして多く

の国がこのFATCAに参加をしている。FATCAは、米国主体の情報交換システムであるが、多くの銀行が、米国人情報を米国に提供することに合意したことで、金融情報の国際的交換という事態が促進されたものと思われる。

4 欧州5か国税務情報交換協定

話が後先になるが、2014年5月にパリにおいて開催されたOECD(経済協力開発機構)閣僚理事会において、各国間において、租税に係る金融情報の自動交換の宣言が採択された。この会議には、OECD加盟国34か国とアルゼンチン、ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、インド、インドネシア、ラトビア、リトアニア、マレーシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカが参加している。その結果、この会議には、G20のすべての国が参加していることになった。

この宣言の前に、FATCA実施の際に、欧州においてこれを推進した英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペインが、2013年4月9日に多国間情報交換協定に合意し、欧州委員会に対して共同書簡を提出している。この5か国税務情報交換協定が、上記のOECDによる宣言のベースになったものと思われる。

以上のことから、多国間情報交換協定は進展をみたことから、今後、二国間協定でタックスヘイブン情報をカバーし、多国間協定で先進諸国間の情報をカバーするという重層的な構造になったことは明らかである。これまで、銀行の秘密保護法の下で厳格に守られてきた預金者情報が、税務情報として各国間で交換の対象となったことは、国際税務の執行面において新しい局面を迎えたといえる。

中央大学商学部教授

矢内 一好